

令和 3 年 8 月 3 0 日（月曜日）

美里町議会議会活性化
調査特別委員会会議録

（第 1 日目）

令和３年 美里町議会議会活性化調査特別委員会会議録（第１号）

令和３年８月３０日（月曜日）

出席委員（１５名）

委員長 我妻 薫 君

副委員長 鈴木 宏通 君

委員 吉田 眞悦 君

吉田 二郎 君

手島 牧世 君

藤田 洋一 君

柳田 政喜 君

櫻井 功紀 君

千葉 一男 君

村松 秀雄 君

平吹 俊雄 君

佐野 善弘 君

山岸 三男 君

前原 吉宏 君

福田 淑子 君

欠席委員（なし）

議長 大橋 昭太郎 君

議会事務局職員出席者

議会事務局長 今野 正祐 君

事務局次長兼議事調査係長 齊藤 美穂 君

主 事 高橋 秀彰 君

令和３年８月３０日（月曜日） 午後２時００分 開議

第１ 第１分科会報告について

第２ 特別委員会の中間報告について

本日の会議に付した事件

第１ 第１分科会報告について

第2 特別委員会の中間報告について

午後２時００分 開議

○委員長（我妻 薫君） 午前中の会議に引き続き、大変御苦労さまでございます。

ただいまから議会活性化調査特別委員会を開きます。

第１分科会委員長から提出されました分科会報告書につきましては、既に皆様にお届けしたとおりであります。

ただいまの出席委員１５名ですので、本特別委員会は成立しています。

これより本日の会議を開きます。

日程第１ 第１分科会報告について

○委員長（我妻 薫君） 日程第１、第１分科会報告についてを議題とします。

第１分科会委員長から報告をしたいとの申出がありますので、発言を許可します。前原吉宏
第１分科会委員長、登壇願います。

〔前原吉宏第１分科会委員長、登壇〕

○第１分科会委員長（前原吉宏君） 第１分科会委員長、前原吉宏です。

それでは、第１分科会報告を行います。よろしくお願いします。

１、本分科会に付託された事項については、下記のとおりでございます。

まず、ナンバー１、議会運営についてでございますが、①といたしまして予算・決算の審議、
②一般質問、③自由討議、④通年議会、括弧といたしまして会議の運営、専決処分事項の指定。
次に、ナンバー２、委員会について。①議会運営委員会、②常任委員会、③特別委員会、④全
員協議会、⑤所管事務調査の検討でございました。

第１分科会といたしまして、前回の中間報告後、付託事項のうち、ナンバー１、議会運営に
ついて、④通年議会の専決処分事項の指定について検討してまいりました。

２の経過につきましてでございますが、御覧のとおりで、前回の中間報告書作成日も含めま
して、令和２年５月１５日から、次のページ、令和３年８月１８日まで、１８回にわたり協議を行い、
本年８月、最終報告についてまとめの協議を行っております。

３、検討結果でございますが、今回の最終報告につきましては、本分科会への付託事項のう
ち、ナンバー１、議会運営について、④通年議会、専決処分事項の指定について協議しており
ます。その結果について御報告いたします。

④通年議会、専決処分事項の指定（地方自治法第１８０条第１項）については、専決処分事項
の指定しているものの範囲を明確にし、通年議会となったこととの整合性を検討し、全面的に

見直しいたしました。

なお、見直し案は、地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分事項の指定（案）のとおりでございます。

今回、第1分科会で協議、検証した結果、専決処分事項の見直しで変更した点についてでございます。第2項の指定事項と第1項及び第2項の解釈についてとなります。協議の過程で、これまでどおりとする部分も含めて専決処分事項の範囲を共通認識する必要性を感じまして、今回の検討結果と平成27年の全員協議会において説明を受けた第4項から第6項の説明内容を併せて明文化いたしました。

見直し案の地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分事項の指定（案）、本文上の上から2段目の「全部を改正する」としている点についてでございますが、文言の変更がない部分も含めまして、指定する事項の解釈を検討し範囲を再指定したことから、平成28年3月議決した専決処分事項の指定を廃止し、新たに指定し直すためでございます。

それでは、地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分事項の指定（案）の変更点について報告をさせていただきます。

第1項、地方自治法第96条第1項第1号に該当する事件のうち、会計年度末における日切れ扱いの地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴う必要な条例の改正。

この第1項については文言の変更はございません。専決処分事項の範囲を明文化いたしました。

日切れ扱いを専決処分とする理由でございますが、町の税条例の改正については、地方税法の改正に準拠して行うため、地方税法の改正が日切れ法案として年度末の公布となる関係上、3月31日を施行日とする必要がございます。実務上の調整期間と実態上の必要性を考慮することとします。

次に、専決事項の範囲でございますが、条例改正は、改正根拠、改正理由ごとに行われるものでございまして、施行期日のみを捉えて分割すべきものではないことから、3月31日に施行する必要があるもの及び関連するものも含めて、専決処分事項とします。ただし、日切れ法案が成立した年度末に専決処分をし、同日に公布した条例に含めることができなかったもの、これは除くこととします。

次に、第2項についてでございますが、こちらは大きく変更がございます。第2項、地方自治法第96条第1項第2号に該当する事件のうち、次に掲げる事項について補正予算を定めること。

この専決処分事項変更の理由です。専決処分事項の範囲について、解釈に紛れが生じないように見直ししました。補正の対象とする予算が地方自治法及び地方公営企業法のいずれの事項として列挙されているものであるかを明確にするために、（１）地方自治法第215条に規定される予算と（２）地方公営企業法施行令第17条第１項に規定される予算に分けて明文化することとします。

（１）地方自治法第215条の予算のうち、次に掲げるもの。

ア、災害又は突発的な事故により、緊急かつ応急的に必要となる歳入歳出予算（支援活動に要する経費に係る補正を含む。）。

イ、会計年度末における地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第15条に定める地方譲与税、交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金、町債の確定に伴う歳入歳出予算。

ウ、会計年度末における地方債の限度額及び利率。

エ、解散、欠員、失職の事由に基づき執行される選挙のうち、当該事由の発生した日から公示または告示までの期間が30日以内の選挙に要する全ての選挙費に係る歳入歳出予算。

専決事項の範囲でございます。

アについては、現行の２（１）、これをアに変更しただけで、字句に変更はございません。

次に、イは、現行２（２）をイといたしまして、２の（２）に指定される「繰越金等」の「等」が何を指すのか明確ではなかったため、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第15条に規定される歳入歳出予算の款項の区分として定められた事項を列挙することとしました。

ウについては、現行２（３）をウといたしまして、２の（３）にあります町債を地方自治法第215条に規定される地方債と改めました。

次に、エ、現行２（４）をエとしまして、２の（４）に指定される「解散、欠員等」の「等」について、対象を明確にするため、失職を明記しました。

また、緊急を要する場合について、解散、欠員等を要因とする選挙全てが緊急を要するのか、解散、欠員等を要因とする選挙のうち緊急を要する選挙が限定されるのかといった２通りの解釈ができる表現となっているため、明確にする必要があり、検討いたしました。結果、解散、欠員等を要因とする選挙は全てが緊急を要するものではなく、選挙執行に係る契約手続等の根拠として必要となる予算の裏づけについて、執行部において議案を提案するまでの期間を30日とし、事由発生から公示または告示までの期間が30日以内となる選挙に要する全ての選挙費に

ついて、専決処分事項に指定することとしました。ただし、予算調製後に生じた事由により予算の追加その他の変更を加える必要が生じたときの補正は除くものとしました。

次に、地方公営企業法についてでございます。

(2) 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第17条第1項の予算のうち、災害又は突発的な事故により、緊急かつ応急的に必要となる業務の予定量、予定収入及び予定支出の金額並びに議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしました。

第3項以降については変更ございません。

最後に、附則です。

附則の1、この議決の効力は、令和3年●月●日から生ずるものとする。

2の地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分事項の指定について(平成28年3月23日議決)の効力は、令和3年●月●日をもって失われるものとする。

この1の黒丸については、議決の日が入ることになります。2の黒丸については、その前日が入ることになります。

以上でございます、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。以上です。終わります。

○委員長(我妻 薫君) これをもって、第1分科会委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑については、自己の所属しない分科会の委員の質疑を許可します。

質疑ありませんか。手島委員。

○委員(手島牧世君) 内容ではなくて、1点、語句に関してお伺いします。

2枚いただいています案のほうと、変更理由及び解説というふうに書かれているものを比べたときに、第2項第1号のイのところに、理由変更の解説、先ほどお話しいただいた中には「町債の確定に伴う」というところがあるんですけれども、こちらのほうに町債という形が入っていないので、お聞きいたします。

○委員長(我妻 薫君) 休憩します。

午後2時16分 休憩

午後2時26分 再開

○委員長(我妻 薫君) 再開します。

前原委員長。

○第1分科会委員長（前原吉宏君） お時間をいただき、ありがとうございました。すみませんでした。

ただいまの質問にお答えします。

イの中にございますその部分の町債の確定については、こちらのミスで抜けておりました。これは、地方自治法施行令から来た部分でございまして、町債の確定という部分が入ることになります。

また、一緒にウの部分に出てきます町債を地方債に改めた件でございしますが、これは条項条文の違いでございまして、こちらは215条より継承しまして、この部分の町債を地方債に改めたということでございます。

以上です。

○委員長（我妻 薫君） 今、委員長のほうから、イの部分については、繰越金の後に「、町債」、この項目が抜け落ちていたと、字の脱落というふうに説明あったと思いますが、よろしいですか。

先ほどの委員長の説明の中には触れていたように私は記憶していました。そういう意味では、報告については「、町債」が入っているものとして報告を受けたと、そういうふうに思いますので、これは事務局も含めて事務的な文字の脱落だということで御判断いただいて、成文したものについては、この町債も含めた文章に訂正して報告したいというふうに思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

ほかにございますか。佐野委員。

○委員（佐野善弘君） 7番佐野でございます。大変御苦労さまでございます。

本文の案の中の平成28年3月23日、町長専決処分事項の指定について、当時の吉田議長から相澤町長へ出した分の中身と整合しますと、そんなにこの文章自体は、いろいろ協議はしたと思うんですけども、そんなには変わっていないと思うんですけども、その中で、今回お示しいただいた内容の2行目ですかね、「（平成28年3月23日議決）の全部を改正する」というふうな文になっているんですけども、これは一部ではないのかなと思うんですけども、その辺をお伺いします。

○委員長（我妻 薫君） 前原委員長。

○第1分科会委員長（前原吉宏君） その部分も大分協議しまして、全部を改正するという部分で、先ほどご説明してあるんですが、もう一度お話ししたいと思います。

文言の内容の変更ない部分も含めて指定する事項の解釈を検討し、範囲を再指定したことか

ら、全てですね、を指定したことから、平成28年3月、先ほど佐野委員言っていたように議決しました専決処分事項の指定を廃止しまして、新たに全てをまとめて全部を改正するというための表現でございます。

以上です。

○委員長（我妻 薫君） 佐野委員。

○委員（佐野善弘君） 解釈というか、どの辺の内容だか、ちょっと私には分かりかねるんですけども、平成28年の文章とこの文章だけを見比べると、一部の改正になるのかなというように、そういう中身を、我々は過程というのを分かりませんので、その辺は分かりやすくしたほうがいいのかなと。私も一応、平成28年の内容とどこが違うのかなというように見てみたんですけども、その辺、教えていただきたいと思います。

○委員長（我妻 薫君） 前原委員長。

○第1分科会委員長（前原吉宏君） 今回、クリップ留めしました指定事項の（案）という資料と、もう一部、最後のホッチキス留めしてあります変更理由及び解説、そちらを見比べていただくと、正確に加筆した部分等が出てくると思われます。その部分も含めて全部を改正するという解釈にしました。

なお、先ほど申し上げました変更理由及び解説のこの説明文についても、皆さん統一の、議員もそうですし、あと執行部のほうも同じ見解で専決処分に当たっていくということで、そういう部分で全部という解釈にしたことでございます。

以上です。

○委員長（我妻 薫君） 佐野委員。

○委員（佐野善弘君） この解説にですね、変更理由及び解説ということなんですけれども、変更ということは、これ全部変更というようなことなんですかね。何かちょっと分かりにくい内容だと思うんですけどもね。やっぱり議論した方たちだけが分かるんじゃないかと、やはり分かりやすいような内容にまとめて残していくのが筋じゃないかなと思うんですけども、その辺よろしくお願いします。

○委員長（我妻 薫君） 前原委員長。

○第1分科会委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。私の説明不足で大変申し訳ございません。

議員の皆様、皆さんお持ちになっております、例えば議会の例規集がございます。その中に、とじてある中に、今お話ししています180条の町長専決処分事項の変更についてのこの部分に

ついても、皆さんの中に入っていると思います。また、同じように、その資料として、求める理由という形で、同じように皆さんの例規集の中に入っていると思われます。それをまるっきり改めるということで。今回、佐野委員言っていただいたように一部じゃないかという形で言われるとあれなんですけれども、大幅に変わったのは、その中の第2項がまるっきりもう文言変えているような形になっております。一部という捉え方はございますけれどもね。ほか、3項以降でも一部解説等を加筆しておりますので、全てを含めて、今回ホッチキス留めでお渡ししました案と、先ほど来申し上げます変更理由及び解説、その2つを皆さんに提出し、理解いただきたいと思います。以上です。

○委員長（我妻 薫君） 佐野委員。

○委員（佐野善弘君） この例規集のやつ見ているんですけれども、そうすると、これにこの解説というか、ですから、現在の例規集の中身というの、本来ですとどういう内容だかというのを、この文面というのと同じですよ。だから、その辺、分かりづらいんじゃないかなと私は思ったんですけれどもね。そういうことです。

○委員長（我妻 薫君） 休憩します。

午後2時36分 休憩

午後2時43分 再開

○委員長（我妻 薫君） 再開します。

前原委員長。

○第1分科会委員長（前原吉宏君） お時間いただき、申し訳ありません。

佐野委員からの御質問にお答えいたします。

この180条の町長専決事項の指定についてでございますが、これはあくまで案として出させていただきました。なお、これについては、法令ではございません。あくまでも通知でございまして、議員並びに執行部共通理解の下に取り決めて行う部分でございます。

なお、これ、一部じゃなくて全部にした部分に関しましては、一部であっても再指定し直すという部分で、全部改正ということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（我妻 薫君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で第1分科会委員長報告に対する質疑を終結します。

お諮りします。第1分科会報告について委員長報告のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（我妻 薫君） 御異議なしと認めます。よって、第1分科会委員長報告のとおりとすることに決しました。

日程第2 特別委員会の中間報告について

○委員長（我妻 薫君） 日程第2、特別委員会の中間報告についてを議題とします。

令和3年度美里町議会9月会議に、本日の特別委員会での確認事項を報告したいと思います。
資料の準備の関係から、暫時休憩します。再開は3時とします。

午後2時46分 休憩

午後3時00分 再開

○委員長（我妻 薫君） 再開します。

ただいまの出席委員15名ですので、本特別委員会は成立しています。

休憩前に引き続き会議を行います。

ただいま議会活性化調査特別委員会中間報告書案を配付いたしました。

報告書案につきましては、これまでの報告書との整合性を踏まえつつ、第1分科会の報告書の内容について要点を簡単にまとめております。

中間報告書につきまして、委員各位の御意見をいただきたいと思いますが。御意見ありませんか。（「なし」の声あり）御意見なしと認めます。

お諮りします。特別委員会の中間報告については、案のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（我妻 薫君） 御異議なしと認めます。よって、特別委員会の中間報告につきましては、案のとおりとすることに決しました。

次に、中間報告について、令和3年度美里町議会9月会議において報告したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（我妻 薫君） 御異議なしと認めます。よって、令和3年度美里町議会9月会議にお

いて報告することに決しました。

以上をもちまして、議会活性化調査特別委員会の本日の会議を終了します。

大変御苦勞さまでございました。

午後 3 時 0 3 分 閉会

上記会議の経過は、事務局長今野正祐が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和3年8月30日

委員長